

秋季全国火災予防運動
11月9日(金)～15日(木)

〔平成30年度防火標語〕

忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認

空気が乾燥し、火を使う機会が増えることから、火災が発生しやすい時期を迎えます。そのため、ごみの屋外焼却や不適切な火の取り扱いを行わないでください。

❑火災予防の3つの習慣

- ・寝たばこは絶対しない
- ・ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

❑火災予防の4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ・寝具・衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- ・火災を小さなうちに消すために、消火器などを設置する
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作る

❑住宅用火災警報器の設置と管理

消防法により、全ての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。皆さんの命や財産を住宅火災から守るため、住宅用火災警報器を設置し、日頃から点検を行い、適正な管理に努めてください。

▼予防課

☎234074 FAX230180

介護就職面接会

⑩1005191

介護分野では、少子高齢化が進行する中、利用者の増加、サービスニーズの高度・多様化など今後サービス需要の増大が見込まれることから、人材確保のため、介護就職面接会を開催します。

対象・介護関係の仕事をお探しの方 **日時**・【豊橋会場】

11月12日(月)・13日(火)

／午後1時30分～3時30分

【田原会場】11月19日(月)

午後1時30分～3時30分 **場**

所・【豊橋会場】豊橋地方合同庁舎 【田原会場】田原福祉

センター **参加料**・無料 **持ち物**・ハローワークカード、雇用保険受給資格者証(雇用保険手続き中の方) **申込**・不要

▼ハローワーク豊橋

☎(0532)527193

「加入していますか？」労働保険

労働保険は労災保険と雇用保険を総称した名称です。正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、一人でも労働者を雇った場合、事業主は加入する義務があります。(農林水産の一部の事業は除く)

▼豊橋公共職業安定所雇用保険適用課

☎(0532)810377

▼豊橋労働基準監督署労災課

☎(0532)541194

「働き方改革関連法」が順次施行されます

⑩1005775

2019年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行されます。

❑主な改正点

- ・時間外労働の上限規制の導入【施行：2019年(中小企業2020年)4月1日】
- ・年次有給休暇の確実な取得【施行：2019年4月1日】

・正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止

【施行：2020年(中小企業2021年)4月1日】

▼働き方改革推進支援センター 豊橋出張所(豊橋商工会議所内)

☎(0800)2005262

「縦覧(東三河都市計画)の変更案について

⑩1005820

愛知県では、人口減少・超高齢社会の到来や大規模自然災害への対応など、さまざまな社会経済情勢などの変化に的確に対応するため、次の都市計画などの見直しを行います。

①愛知県が決定する都市計画の変更案

・東三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- ・東三河都市計画区域区分
 - ・東三河都市計画臨港地区
- また、愛知県が決定する都市計画の変更に伴い、次の用途地および地区計画の変更を行います。

②田原市が決定する都市計画の変更案

・用途地域(田原4区・吉胡蔵王)

・地区計画(木綿畑地区計画)

縦覧期間・11月13日(火)～27日(火) **縦覧時間**・①午前8時30分～午後5時30分

②午前8時30分～午後5時15分/土・日曜日、祝日を除く

縦覧場所・①愛知県建設部都市計画課および市役所街づくり推進課 ②市役所街づくり推進課 **その他**・①縦覧期間満了日までに愛知県宛て意見書の提出が可能 ②縦覧期間満了日までに田原市宛て意見書の提出が可能

※詳細は市HPをご覧ください。くか、お問い合わせください。

▼愛知県建設部都市計画課

☎(052)9546515

▼街づくり推進課

☎233535 FAX223811

233535 FAX223811